

決議X.27

湿地と都市化

1. 湿地の賢明な利用を可能な限り各国の領土内の全ての湿地において実現し、ラムサール条約登録湿地の生態学的特徴を維持する、という締約国による公約を**想起し**、
2. 先史時代から、人間が、理由あって、特に公益と防塞の理由から湿地近辺に定住してきたこと、世界が急激に都市化されてきていること、また今日世界人口の50%以上が都市環境に居住していることを**意識し**、
3. 「都市部の湿地」とは都市、町及びその他の大都市圏の境界に位置する湿地であり、「都市周辺部の湿地」とは郊外と農村地域との間にある都市地域に近接する湿地であることに**留意し**、
4. 都市または都市周辺の環境にある湿地のおかげで、例えば排水処理のような、多数の重要な生態系サービスが可能になることを**認識し**、また、都市の緑化空間が人々の身体的・精神的健康及び福祉に好影響をもたらすことが一層知られてきていることを**同様に認識し**、一方で都市の湿地がマラリアのような疾病の原因ともなり得ることを**容認し**、
5. 都市部及び都市周辺部の湿地が、都市住民に対する湿地についての交流・教育・参加・普及啓発活動において重要な役割を果たすこと、同様に、このような場所で教育・交流の拠点を開設することの意義を**重ねて認識し**、
6. 都市部及び都市周辺部の湿地が、近隣地域環境を改善するにあたって重要な機能を司ること、河岸や沿岸域における湿地の緩衝作用や、気候変動に起因する影響を緩和する湿地の働きを通して、このような地域の住民に対するセーフティネットを提供することを**認識し**、
7. 都市または都市周辺の環境にある湿地の多くが、周辺での人間の居住、汚染、不十分なゴミの管理、都市の密集化及びその他の開発等による侵食が原因で劣化した、もしくはしていること、このような活動により、都市部の湿地が提供し得る生態系サービスと、政策決定者と都市住民による湿地の価値及び重要性の認識との両方が低下してきたことを**憂慮し**、
8. かつては農村地域だったものの急激に都市化しており、結果として、例えば生態系の崩壊や搾取によって、湿地の劣化を招くリスクが上昇しているようなラムサール条約湿地を含めて、都市化の波が湿地に押し寄せていることを**同様に憂慮し**、
9. 市町村を含む地方自治体が、その権限において都市または都市周辺の環境にある湿地の保全に確実に取り組むことを可能にするために、能力育成が決定的な役割を果たすということを**認識し**、
10. 多くの場合、急激な都市化は沿岸域と河川集水流域で進んでいること、そこでの人間が利用するための水の需要が高まっていることを**意識し**、多くの河川流域は、上流での様々な搾取からすでに水ストレスを与えられていることを**憂慮し**、
11. 都市人口の消費傾向が湿地にますます有害な影響を与えていること、都市が地球上の湿地生態系に対して持つ、水ならびに湿地の供給するその他の天然資源及びサービスへの需要が上昇していることを**同様に憂慮し**、

12. 生物多様性条約締約国会議（CBD）の開催都市の知事や市町等の代表、国連憲章の開催地、そして生物多様性に関して明確な戦略を持っている都市によって2007年に採択された「都市と生物多様性に関するクリチバ決議」において、生物多様性に関する事項をどのような公約によって都市計画に盛り込んでいくかが再確認されたことを**意識し**、2008年に開催された第9回生物多様性条約国会議（CBD COP9）決定 IX/28「都市と地方自治体の参加促進」を**同様に意識し**、

締約国会議は、

13. 全ての締約国に対して、各国が持つ都市または都市周辺の環境にある湿地の重要性について正当な配慮をすること、そして、個々のケースの抱えている様々な国家事情に対し十分に配慮しながら、それらを保全・保護するための適切な措置を取ることを**強く要請する**。
14. 全ての締約国に対して、都市部及び都市周辺部の湿地の状態を見直し、必要な場合、人々と生物多様性に対する生態系サービスを最大限に発揮できるように、再生・回復のための土地構想を差し挟むことを**同様に強く要請する**。
15. 締約国に対して、都市の湿地と、現在都市化の侵食にさらされている都市周辺または農村地帯にある湿地において、これ以上の将来的な影響を最小限に止めるよう、陸水使用の計画及び管理を策定し実行することを**同じく強く要請し**、締約国に対して、できるだけ多くの人々が保護された自然価値の高い地域を利用できるようになること、そして普及啓発のための適切な機会を設けることを、持続可能な範囲内で実施するという意図のもとに、都市または都市周辺の湿地の中でも特に価値の高いものに、適切な保全指標を与えることを**奨励する**。
16. 重要な生態系を不適切な都市化の侵食から守るために欠かせない役割を果たしているものとして、都市中心部付近におけるラムサール条約湿地指定の意義を**強調する**。
17. 「国際団体パートナー」、特に国会や地域を代表するものに対して、地方自治体に対する技術的サポートと能力開発への助成金の流通を促進させ、地方自治体による都市部の湿地の持続可能な管理を前進させるため、可能な限り先を見越した手続きを踏むことを**促し**、「国際団体パートナー」に対して、直接またはラムサール条約担当政府機関を通じて、湿地保全を目的に異なる国家に属する地方自治体同士が連携するプログラムを開発する機会を模索するよう**同じく促す**。
18. 締約国に対して、普及啓発と都市部及び都市周辺部の湿地の持続可能な管理・保全に地域社会を参加させるための効果的な仕組みであるというCEPAの役割を再確認するよう**強く要請する**。
19. 締約国会等に対して、以下に挙げるような湿地に接する機会を増やすことにより人々の健康と福祉を援助する手段として、湿地のレクリエーションや、精神的、審美的側面を考慮しながら、2009年から2015年のCEPAプログラムの下で都市社会での意識向上を促進させる手段として、都市部及び都市周辺部の湿地、特にそのような環境にあるラムサール条約湿地において教育・訪問者施設を開設することを**奨励する**。
20. このような教育・訪問者施設を開設した締約国等に対して、同様の施設を開発しようとしている他の締約国に、「湿地帯リンクインターナショナル（WLI）」メカニズムの活用も視野に入れて共有できるよう、その経験及び成果を条約事務局に報告するよう**要請する**。
21. 地方自治体と、都市の市長、特にラムサール条約締約国会議開催地や都市部及び都市周辺部の湿地を持つ都市の選任された役職者に対して、生物多様性条約が定める都市と生物多

様性に関するイニシアティブと結び付けて考えるよう**奨励する**。

22. 締約国に対して、自治体による協力を模索するため、湿地の保全と賢明な利用に対する計画過程及び経営的措置に、各自治体の配置計画部門も含め、自治体を参加させることを次の点において**奨励する**。a) 都市地域による湿地帯への直接的・間接的影響を査定すること、b) 都市部及び都市周辺部の湿地について、その生態学的機能性を保全または増強することで、湿地生産物及び湿地の生態系サービスが都市部で急激に消費されていることがもたらす悪影響から保護すること。
23. 締約国に対して、都市部及び都市周辺部の湿地における賢明な利用を含めた、他の模範となるような管理への介入を行っている地方自治体に感謝の意を表すこと、そして普及啓発のために成功事例を文書化することを**奨励する**。
24. 締約国に対して、決議X.12で提示されているように、ラムサール条約・民間企業間のパートナーシップ原則に従って、都市部の湿地の持続可能な管理を進展させるために、官民協力の促進を模索するよう**促す**。
25. ラムサール条約事務局に対して、湿地と水に関係する町や都市の社会的・環境的な持続可能性を増強することに関して、国連人間居住計画（UN-HABITAT）との協同関係を築く方法及び手段を模索するよう**促す**。
26. 締約国に対して、締約国が指定する科学技術検討委員会（STRP）の各国の担当窓口を通して、これからの科学技術的指導によって恩恵を被ると予想される都市部及び都市周辺部の湿地に関する課題について、STRPに助言を行うよう**要請する**。
27. 科学技術検討委員会（STRP）に対して、生態系アプローチに沿って、気候変動、生態系サービス、食料生産、人類の健康及び福祉のような課題を考慮しながら、都市部及び都市周辺部の湿地を管理するための手引きを準備することを**要請する**。